

要配慮者利用施設の長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

水防法等に基づく避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について（依頼）

平成29年6月19日に「水防法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第31号）が施行され、市町村地域防災計画に定められた浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、避難確保計画の策定と所在市町村への提出、避難訓練の実施が義務付けられたところです。

対象となる要配慮者利用施設の管理者等におかれましては、既に取り組みを進めていただいていることと存じますが、平成30年3月末現在、県内における避難確保計画策定率は、浸水想定区域内施設で29.5%、土砂災害警戒区域内施設で7%であり、低調な状況となっています。

つきましては、下記事項にご留意いただくとともに、国が提示する手引きや事例集等を積極的にご活用の上、早急に義務を履行していただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象施設の確認
自施設が対象であるか不明である場合、各市町村防災部局へ確認すること
- 2 避難確保計画の提出先
策定した避難確保計画は、市町村へ提出し、内容の確認を受けること
(担当部局等、詳細は各市町村に事前に確認すること)
- 3 現状把握
各事業法に基づき県が実施する指導監査時に避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況を確認するので、これらの現状を把握しておくこと
- 4 参考資料等
 - ・内閣府防災情報のページ（事例集）
<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>
 - ・国土交通省ホームページ（手引き）
(水害)
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
(土砂)
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

担当所属	岐阜県健康福祉部高齢福祉課 施設整備係		
担当係長	榎田	担当者	林
電話番号	代表 058-272-1111 内線 2601		
F A X	058-278-2639		
E-m a i l	c11215@pref.gifu.lg.jp		